

木更津市猫よけ器貸出要綱 (令和3年3月2日告示第33号)

最終改正:令和4年3月29日告示第86号

改正内容:令和4年3月29日告示第86号 [令和4年4月1日]

別記様式 (第10条)

木更津市猫よけ器貸出申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

木更津市猫よけ器貸出要綱第10条の規定により、以下について同意・確認し、猫よけ器の貸し出しを申請します。

使用目的	<input type="checkbox"/> 糞尿被害防止 <input type="checkbox"/> 侵入防止（自己の所有する土地又は借地への） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
使用場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
借用期間	年 月 日 から 年 月 日 ※借用期間は14日以内です。	
使用前に確認できた猫の頭数	匹	
同意・確認事項		同意・確認欄
(1)猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理します。		<input type="checkbox"/>
(2)猫よけ器を承認を受けた目的以外に使用しません。		<input type="checkbox"/>
(3)猫よけ器の権利を譲渡し、又は猫よけ器を転貸しません。		<input type="checkbox"/>
(4)猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用します。		<input type="checkbox"/>
(5)猫よけ器を使用した後は、清掃し、速やかに返却します。		<input type="checkbox"/>
(6)貸出し期間を厳守します。		<input type="checkbox"/>
(7)猫よけ器の使用により、申請者が被った損害および申請者が第三者に与えた損害に関しては、申請者がその責任を負います。		<input type="checkbox"/>
(8)猫よけ器の紛失、形状変更、破損及び汚損等があったときは、速やかに生活衛生課に報告しその指示により申請者の責任において修理・弁償等を行います。		<input type="checkbox"/>
(9)その他市長が指示した事項を遵守します。		<input type="checkbox"/>
(10)猫を虐待したり捨てる（遺棄する）ことは犯罪です。違反すると懲役や罰金に処せられます。 ・みだりに殺したり傷つけた者→5年以下の懲役または500万円以下の罰金 ・猫を遺棄した者→1年以下の懲役または100万円以下の罰金		<input type="checkbox"/>

【市記入欄】 本人確認：免許証・保険証・その他（ ）

貸出審査： 可 ・ 不可

